□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
（注１）

記

［１・２　略］
３　電波法第27条の14第４項第４号に規定する欠格事由（注４）
［表略］
４　各手続に係る個別事項（注１）(注５）
□電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続
［①～⑧　略］
□電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続
［①～⑦　略］
５　添付書類（注１）
⑴　電波法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定に係る手続
［略］
⑵　電波法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定に係る手続
［略］
⑶　電波法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続
［略］
［６　略］
［注１　略］
２　１の欄は、次によること。
［⑴　略］
⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。
ア　法第27条の17において準用する同法第20条第１項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。
イ　法第27条の17において準用する同法第20条第２項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。
ウ　法第27条の17において準用する同法第20条第３項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。
［エ　略］
［⑶　略］
３　２の欄は、次によること。
［⑴・⑵　略］
⑶　③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
（注１）

記

［１・２　同左］
３　電波法第27条の13第４項第４号に規定する欠格事由（注４）
［表同左］
４　［同左］
□電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項による手続
［①～⑧　同左］
□電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続
［①～⑦　同左］
５　［同左］
⑴　電波法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定に係る手続
［同左］
⑵　電波法第27条の16において準用する同法第20条第２項に係る手続
［同左］
⑶　電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続
［同左］
［６　同左］
［注１　同左］
２　［同左］
［⑴　同左］
⑵　［同左］
ア　法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。
イ　法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。
ウ　法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。
［エ　同左］
［⑶　同左］
３　［同左］
［⑴・⑵　同左］
⑶　③の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第１項又は第２項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。